

# お 知 ら せ

平成31年4月26日  
宇部市上下水道局

## 建設工事の前払金の特例に係る取扱いについて

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

### 記

#### 1 対象

2020年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、2020年3月31日までに払い出しが行われるもの。

#### 2 拡大された使途範囲

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）。ただし、前払金（中間前払金を除く。）の100分の25を上限とする。

#### 3 約款の改正

工事請負契約書 第36条（前払金の使用の制限等）

#### 4 適用日

2019年5月1日（以降に契約する案件から適用）

#### 5 その他

特例の内容は、前年度と同様です。